

工業用水使用の手引き



基本使用水量の決め方

基本使用水量=1日のうち時間あたりの最大使用水量 (m³/h) × 24時間

- ・工業用水は、常時均等に使用していただくことを前提としているため、最大使用時の水量が基本使用水量となります。



給水量の最小限度

室蘭地区	苫小牧地区	石狩湾新港地域
100m ³ /日	100m ³ /日	35m ³ /日

※各地区における給水量の最小限度は上記の水量となります。



工業用水道料金

	室蘭地区	苫小牧地区	石狩湾新港地域	(税抜)
基本料金	18円/m ³	20円/m ³	55円/m ³	
特定料金	22.5円/m ³	25円/m ³	68.8円/m ³	
超過料金	27円/m ³	30円/m ³	82.5円/m ³	
水量メーター使用料	6,600~8,100円/月	6,600~8,100円/月	×	

- ※ 特定料金 期間を限定し、基本使用水量を超えて工業用水を使用する場合、事前に申込を行うと、超過料金よりも割安となる料金。
- ※ 超過料金 事前の申込がなく、基本使用水量又は特定使用水量を超過して使用した場合に発生する料金。
- ※ 水量メーター使用料 月々の水量メーター使用料は、水量メーターの口径により異なります(石狩湾新港地域工業用水道は受水企業に水量メーターを設置・維持管理していただくため、使用料金は発生しません。)。
- ※ 別途、消費税等相当額が加算されます。



料金計算式

$$\text{工業用水道料金} = \text{基本料金} + \text{特定料金} + \text{超過料金} \\ + \text{水量メーター使用料} + \text{消費税等相当額}$$



申込の流れ

- ・工業用水の利用を検討される際は、給水の可否を検討する必要があることから北海道企業局までご連絡ください。
- ・工業用水の供給を受けるためには、基本使用申込書による申込が必要です。
- ・工場内の配管や受水槽は、受水企業様のご負担で設置していただきます。
- ・工業用水道本管から工場までの管路の布設を北海道企業局が施工した場合には、「工事費分担協定の締結」、「工事費分担金の納入」などの一定の手続・契約を行なう必要があります。

